

## 即 150 第外時

### 4 試験の方法

(1) 試験は、筆記及び実技の方法により行う。なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

**国際試験**  
介護福祉士国家試験の施行  
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第3項において準用する法第6条の規定により、第33回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。  
なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。令和2年7月17日

厚生労働大臣 加藤 勝信  
1 試験期日  
(1) 筆記試験 令和3年1月31日（日曜日）  
(2) 実技試験 令和3年3月7日（日曜日）  
2 試験地  
(1) 筆記試験 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県  
(2) 実技試験 東京都及び大阪府

3 試験科目  
(1) 筆記試験  
領域：人間と社会  
人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション・ケーション 社会の理解  
領域：介護  
介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程  
領域：医療的ケア  
医療的ケア  
総合問題（4領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）  
(2) 実技試験 介護等に関する専門的技能

学に入らせた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和3年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

1 学校教育法に基づく大学において文部科省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働省令で定めた養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和3年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

規定期による知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「EPA介護福祉士候補者」という。）については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

ウ 外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

（2）筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

（3）実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。なお、一人の受験者の試験時間は「5分間以内」とする。

（4）次に該当する者は、実技試験を免除する。

イ 平成30年4月1日から令和2年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者（令和3年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

（5）出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

ア 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学で定める見込みの者を含む。）

イ 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者（令和3年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア 周年福祉法（昭和22年法律第161号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設を踏まえて障害保健福祉施設を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に

設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場の設置及び運営について(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場、障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号))の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は障保館(障保館の設置及び運営について)(平成14年8月29日付け厚生労働省発社第0829002号)別紙1(障保館デイサービス事業実施要領)に基づく障保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員に老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人介護職員

オ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害保健福祉サービス再業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行送迎、行動支援、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク 指定訪問介護(以下「指定居宅サービス」)に規定する同法第1項に規定する指定訪問介護をいう。)若しくは独立行政法人国立重度知能障害者総合施設のぞみの園(以下「ノース」といふ)の職員であつて主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員に老人福祉法(昭和38年法律第133号)別紙1(障保館デイサービス事業実施要領)に基づく障保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であつて主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

エ 老人福祉法(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場、障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号))の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は障保館(障保館の設置及び運営について)(平成14年8月29日付け厚生労働省発社第0829002号)別紙1(障保館デイサービス事業実施要領)に基づく障保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であつて主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員に老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人介護職員

シ 指定訪問介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問看護をいう。)又は指定介護予防訪問看護(指定居宅介護員等(指定介護予防サービス)に該当する介護保険法第8条第3項の指定を受けたものに限る。)をいう。)の訪問介護員等

ケ 指定訪問看護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。)又は指定介護予防訪問看護(指定居宅介護員等(指定介護予防サービス)に該当する介護保険法第8条第1号イに規定する指定にて事業を実施するものであつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)の訪問介護員等

コ 指定訪問看護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第3項に規定する通訪問看護をいう。)において看護業務の補助を行う者であつて、その主たる業務が介護等の業務である者

セ 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいふ。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地城密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいふ。)若しくは指定地城密着型サービス(指定期間入所療養介護)をいふ。)の訪問介護員等

ヌ 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいふ。)の訪問介護員等

ソ 指定認知症対応型通所介護(指定地城密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護(指定地城密着型特定施設入居者生活介護)をいふ。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地城密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第17項に規定する地城密着型サービス(指定期間入所療養介護)をいふ。)若しくは指定介護

タ 指定認知症対応型共同生活介護(指定地城密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護(指定居宅サービス)をいふ。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(指定居宅介護員等)をいふ。)の介護職員

ナ 指定認知症対応型共同生活介護(指定地城密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生

活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第15項第1号口に規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第10条の63の6第1号イに規定する基準に従つて事業を実施するものであつて、介護保険法第115条の3第1項の指定を受けたものに限る。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいふ。)の介護職員

ヲ 指定介護予防認知症対応型介護予防(指定地城密着型サービス)に該当する介護老人福祉施設(指定居宅老人福祉施設の他の施設であつて、入所者のうちに身体

上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもののうち、その主たる業務が介護等の業務である者

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

又 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であつて、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ネ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ノ 老人保健法の規定による医療に要する費用の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1「老人医科診療報酬点数表」において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟基本料(1から4)」「老人性認知症疾患処理病棟入院料」又は「診療所老人医療看護科」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であつて、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者の中、その主たる業務が介護等の業務である者

ヒ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者の中、その主たる業務が介護等の業務である者

フ ハンセン病療養所における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ホ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

マ 〔重症心身障害児(者)通園事業の実施について〕(平成15年11月10日付け障発第111001号)別紙〔重症心身障害児(者)通園事業実施要綱〕に基づく〔重症心身障害児(者)通園事業〕を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)

ミ 〔在宅重度障害者通所接護事業について〕(昭和62年8月6日付け社更第185号)別紙〔在宅重度障害者通所接護事業実施要綱〕に基づく〔在宅重度障害者通所接護事業〕を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム 〔知的障害者通所接護事業助成費の国庫補助について〕(昭和54年4月11日付け児第67号)別添〔知的障害者通所接護事業実施要綱〕に基づく〔知的障害者通所接護事業〕を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヤ 〔地域生活支援事業の実施について〕(一部改正について)(平成26年3月31日付け障発第031第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成8年8月1日付け障発第0801002号)別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1(3)に基づく「身体障害者自立支援」「身体障害者サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヲ 〔地域生活支援事業の実施について〕(一部改正について)(平成26年3月31日付け障発第031第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成8年8月1日付け障発第0801002号)別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1(3)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

シ 〔原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について〕(昭和50年9月19日付け衛第547号)別添〔原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱〕に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業の原爆被爆者家庭奉仕員

ラ 〔介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者の中、その主たる業務が介護等の業務である者〕 介護等の便宜を供与する事業は、なお、介護等の便宜を供与する事業は、指定期設における業務の範囲等及び介護等の業務における業務の範囲等について(昭和62年2月12日付け社庶第29号)に掲げるものを除き、

リ 〔介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者の中、その主たる業務が介護等の業務である者〕 介護等の便宜を供与する事業は、

ヲ 〔指定施設における業務の範囲等及び介護等の業務に準ずるもの〕 介護等の業務に準じるものである。

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて3年以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(令和3年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

ウ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(専攻科及び別科を除く)において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)第1条の規定による改正前の施行規則(以下「旧施行規則」という)別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

エ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(専攻科及び別科を除く)において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)第1条の規定による改正前の施行規則(以下「旧施行規則」という)別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第1に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

カ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第2に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

カ 平成26年3月31日までに中等教育学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合には、2年以上)介護福祉上として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、5の(2)の介護等の業務に9月以上従事した者(令和3年3月31日までに9月以上従事する見込みの者を含む。)

ク 平成28年4月1日から令和2年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科(卒業年限が2年以上であるものに限る。)において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、5の(2)の介護等の業務に9月以上従事した者(令和3年3月31日までに9月以上従事する見込みの者を含む。)

(4) EPA介護福祉士候補者であつて、5の(2)の介護等の業務に3年以上従事した者(令和3年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。)

(5) 5の(2)の介護等の業務に3年以上従事した者(令和3年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。)のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の25第1項に規定する介護職員基礎研修課程(以下「介護職員基礎研修課程」という)を修了した者であつて、施行規則第13条第3号の喀痰吸引等研修(別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。以下「喀痰吸引等研修」という。)を修了したことを証する書類の交付を受けたもの(令和3年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)

オ 5の(3)に該当する者が提出する書類(学校の発行に係る卒業証明書(学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面)又は卒業見込証明書(平成20年度以前に入学した者については、卒業証明書及び履修証明書))

カ なお、卒業見込証明書を提出した者には、令和3年4月9日(金曜日)までに卒業証明書を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書(施行規則様式第5により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、住民票)に記載されている文字を使用すること。

ク 4の(4)のイにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類(受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあっては、講習を終了していなないものを除く。)に該当する者は、受験申込書提出後に実務者研修を修了した者であつて、実務者研修修了証明書を提出すること。

キ 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書の提出していないものを除く。)に該当する者は、実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出すること。

コ 5の(5)に該当する者が提出する書類(受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者であつては、実務者研修修了証明書を提出すること)に該当する者は、実務者研修修了証明書を提出すること。

サ 第4回は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、平成30年度以降に修了した介護技術講習修了証明書を提出したものについて、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

コ 過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、実務者研修修了証明書を提出したものについて、当該受験票の提出をもつて実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

サ 実技試験の免除を申請した者で、講習を修了しなかつた者であつては、実技試験免除申請申込書を令和3年1月8日(金曜日)までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受付は、令和3年

イ 5の(1)に該当する者が提出する書類(学校長の発行に係る卒業証明書又は卒業見込証明書)

カ なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和3年4月9日(金曜日)までに卒業証明書を提出すること。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等に定めるものを除き、令和2年8月2日(水曜日)から令和2年9月30日(水曜日)までの間に、公益財團法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、令和2年9月30日(水曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返送及び試験地の変更は認めない。なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財團法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,300円とし、受験手数料の額を公益財團法人社会福祉振興・試験センター所定の払込用紙等を用い、コンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験者の負担とする。受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 答記試験受験票の交付

ア 答記試験受験票は、令和2年12月11日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

イ 実技試験受験票は、答記試験の合格者(4の4により実技試験が免除される者を除く。)に対して、令和3年2月19日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

1月8日(金曜日)午後5時までとする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間は除く。)

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等に定めるものを除き、令和2年8月2日(水曜日)から令和2年9月30日(水曜日)までの間に、公益財團法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、令和2年9月30日(水曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返送及び試験地の変更は認めない。なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財團法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,300円とし、受験手数料の額を公益財團法人社会福祉振興・試験センター所定の払込用紙等を用い、コンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験者の負担とする。受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 答記試験受験票の交付

ア 答記試験受験票は、令和2年12月11日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

イ 実技試験受験票は、答記試験の合格者(4の4により実技試験が免除される者を除く。)に対して、令和3年2月19日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

7 携帯電話等の通信機器の持込みについて実技試験においては、不正行為等防止の観点から、試験会場での受付後は、携帯電話等の通信機器の所持を禁止する。携帯電話等の通信機器を持込んだ者は、受付前に携帯電話等預かり所で、預けるものとする。

この受験条件に違反した者は、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

(5) 5の(2)に該当する者で、実務研修了証明書を提出したものについては、6の(1)のウに示した期日の工にて、実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

6 5の(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出したものについては、令和3年3月31日(水曜日)までに実務者研修修了証明書を提出する。当該受験を無効とする。

(1) 答記試験

課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

9 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、令和3年3月26日(金曜日)午後に、公益財團法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

(2) 合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を令和3年3月26日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

10 受験の申込みに必要な書類の請求

受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の中込みに必要な書類の請求は、原則として公益財團法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の諸請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の予引等の必要事項(介護福祉士登録手続の手引の規定)と記載することを明記して公認財團法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11 その他

(1) 試験の詳細については、公益財團法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の配備等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

(3) 5の(1)に該当する合格者は、卒業見込証明書を提出したものについては、令和3年3月31日(水曜日)までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書が提出された日以後に台帳登録を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

委員	赤羽克子 北川香奈子 午頃潤子 品川智則 品川昌樹 永田啓美 木村眞子 吉藤英介	阿部高木 山中登志美 田野守 藤井和也 志水忍 坂本義行 高木武田 武田徳久 田代良也 佐藤幸子 佐藤洋子 佐藤古生 吉澤幸子 伊藤健次 伊藤倉澤 豊田智子 豊田美絵 永田利香 松永淳子 永田俊昭
----	---	---

委員	秀樹あい 美鶴智之 美絵利香 吉澤淳子	阿部木藤 木藤竹 早川松永 永田美輝 永田保倉
----	------------------------------	-------------------------------------